

付録B-2 林産品セーフガード措置

1 日本国は、第二・四条（関税の撤廃）の規定にかかわらず、日本国の関税率表についての一般的注釈5の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG11」、「SG12」、「SG13」、「SG14」、「SG15」、「SG16」又は「SG17」を掲げる品目に該当する特定の林産品（以下この付録において「原産林産品」という。）に対するセーフガード措置（以下この付録において「林産品セーフガード措置」という。）をとることができる。ただし、この付録に定める条件が満たされる場合に限る。

2 日本国は、6から12までのいずれかの規定に定める条件が満たされた場合には、林産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで他の一の締約国からの原産林産品の関税を引き上げることができる。

(a) 当該林産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b) この協定が日本国及び当該林産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の

前日における実行最恵国税率

- 3 この付録の規定の適用上、原産林産品が一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行われた場合には、当該原産林産品は、当該一の締約国からのものとする。
- 4 この付録の規定に基づきとる林産品セーフガード措置については、当該林産品セーフガード措置をとった年の終了時までに限って維持することができる。
- 5 この付録の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいうものとし、二年目及びその後の各年については、四月一日から翌年三月三十一日までの十二箇月の期間をいう。
- 6 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG11」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるカナダからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。
 - (a) 一年目については、百五十七万三千立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）
 - (b) 二年目については、百六十万四千五百立方メートル
 - (c) 三年目については、百六十三万六千立方メートル

- (d) 四年目については、百六十六万七千五百立方メートル
- (e) 五年目については、百六十九万九千立方メートル
- (f) 六年目については、百七十三万五千立方メートル
- (g) 七年目については、百七十六万二千立方メートル
- (h) 八年目については、百七十九万三千五百立方メートル
- (i) 九年目については、百八十二万五千立方メートル
- (j) 十年目については、百八十五万六千五百立方メートル
- (k) 十一年目については、百八十八万八千立方メートル
- (l) 十二年目については、百九十一万九千五百立方メートル
- (m) 十三年目については、百九十五万立方メートル
- (n) 十四年目については、百九十八万二千五百立方メートル
- (o) 十五年目については、二百一十四万立方メートル
- (p) 十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を三万五千立方メートル引き上げ

たもの

7 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG12」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるニュージーランドからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 一年目については、六万五千立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）
- (b) 二年目については、六万六千立方メートル
- (c) 三年目については、六万七千二百立方メートル
- (d) 四年目については、六万八千三百立方メートル
- (e) 五年目については、六万九千四百立方メートル
- (f) 六年目については、七万五百立方メートル
- (g) 七年目については、七万六千六百立方メートル
- (h) 八年目については、七万二千七百立方メートル
- (i) 九年目については、七万三千八百立方メートル

(j) 十年目については、七万四千九百立方メートル

8 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG13」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるカナダからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 一年目については、二十二万四千立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）
- (b) 二年目については、二十二万八千五百立方メートル
- (c) 三年目については、二十三万三千立方メートル
- (d) 四年目については、二十三万七千五百立方メートル
- (e) 五年目については、二十四万二千立方メートル
- (f) 六年目については、二十四万六千五百立方メートル
- (g) 七年目については、二十五万立方メートル
- (h) 八年目については、二十五万五千五百立方メートル
- (i) 九年目については、二十六万立方メートル

- (j) 十年目については、二十六万四千五百立方メートル
- (k) 十一年目については、二十六万九千立方メートル
- (l) 十二年目については、二十七万三千五百立方メートル
- (m) 十三年目については、二十七万八千立方メートル
- (n) 十四年目については、二十八万二千五百立方メートル
- (o) 十五年目については、二十八万七千立方メートル
- (p) 十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千五百立方メートル引き上げたもの

- 9 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG14」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるマレーシアからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。
- (a) 一年目については、百四万四千立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）
 - (b) 二年目については、百六万四千九百立方メートル

- (c) 三年目については、百八万五千八百立方メートル
- (d) 四年目については、百十万六千七百立方メートル
- (e) 五年目については、百十二万七千六百立方メートル
- (f) 六年目については、百十四万八千五百立方メートル
- (g) 七年目については、百十六万九千四百立方メートル
- (h) 八年目については、百十九万三百立方メートル
- (i) 九年目については、百二十一万二千二百立方メートル
- (j) 十年目については、百二十三万二千百立方メートル
- (k) 十一年目については、百二十五万三千立方メートル
- (l) 十二年目については、百二十七万三千九百立方メートル
- (m) 十三年目については、百二十九万四千八百立方メートル
- (n) 十四年目については、百三十一万五千七百立方メートル
- (o) 十五年目については、百三十三万六千六百立方メートル

(p) 十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を三万二千三百立方メートル引き上げたもの

10 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG15」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるマレーシアからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 一年目については、六十一万六千立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）
- (b) 二年目については、六十二万八千三百立方メートル
- (c) 三年目については、六十四万六千立方メートル
- (d) 四年目については、六十五万二千九百立方メートル
- (e) 五年目については、六十六万五千二百立方メートル
- (f) 六年目については、六十七万七千五百立方メートル
- (g) 七年目については、六十八万九千八百立方メートル
- (h) 八年目については、七十万二千百立方メートル

- (i) 九年目については、七十一万四千四百立方メートル
 - (j) 十年目については、七十二万六千七百立方メートル
 - (k) 十一年目については、七十三万九千立方メートル
 - (l) 十二年目については、七十五万三千三百立方メートル
 - (m) 十三年目については、七十六万三千六百立方メートル
 - (n) 十四年目については、七十七万五千九百立方メートル
 - (o) 十五年目については、七十八万八千二百立方メートル
 - (p) 十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を一万八千五百立方メートル引き上げたもの
- 11 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG16」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるベトナムからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。
- (a) 一年目については、十八万立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）

- (b) 二年目については、十九万三千立方メートル
- (c) 三年目については、二十万六千立方メートル
- (d) 四年目については、二十一万九千立方メートル
- (e) 五年目については、二十三万二千立方メートル
- (f) 六年目については、二十四万五千立方メートル
- (g) 七年目については、二十五万八千立方メートル
- (h) 八年目については、二十七万立方メートル
- (i) 九年目については、二十八万四千立方メートル
- (j) 十年目については、二十九万七千立方メートル
- (k) 十一年目については、三十一万立方メートル
- (l) 十二年目については、三十二万三千立方メートル
- (m) 十三年目については、三十三万六千立方メートル
- (n) 十四年目については、三十四万九千立方メートル

(o) 十五年目については、三十六万二千立方メートル

12 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG17」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるカナダ、ニュージーランド又はチリからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、それぞれ次に定める発動水準を超える場合に限り、カナダ、ニュージーランド又はチリからの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

(a) カナダ

(i) 一年目については、七千立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）

(ii) 二年目については、七千立方メートル

(iii) 三年目については、七千二百立方メートル

(iv) 四年目については、七千三百立方メートル

(v) 五年目については、七千四百立方メートル

(vi) 六年目については、七千五百立方メートル

(vii) 七年目については、七千六百立方メートル

- (viii) 八年目については、七千七百立方メートル
 - (ix) 九年目については、七千八百立方メートル
 - (x) 十年目については、七千九百立方メートル
 - (xi) 十一年目については、八千立方メートル
 - (xii) 十二年目については、八千立方メートル
 - (xiii) 十三年目については、八千二百立方メートル
 - (xiv) 十四年目については、八千三百立方メートル
 - (xv) 十五年目については、八千四百立方メートル
 - (xvi) 十六年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を百立方メートル引き上げたもの
- (b) ニュージールランド
- (i) 一年目については、六万立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）
 - (ii) 二年目については、六万二千立方メートル
 - (iii) 三年目については、六万二千四百立方メートル

- (c) 千
- (iv) 四年目については、六万三千六百立方メートル
 - (v) 五年目については、六万四千八百立方メートル
 - (vi) 六年目については、六万六千立方メートル
 - (vii) 七年目については、六万七千二百立方メートル
 - (viii) 八年目については、六万八千四百立方メートル
 - (ix) 九年目については、六万九千六百立方メートル
 - (x) 十年目については、七万八百立方メートル
 - (xi) 十一年目については、七万二千立方メートル
 - (xii) 十二年目については、七万三千二百立方メートル
 - (xiii) 十三年目については、七万四千四百立方メートル
 - (xiv) 十四年目については、七万五千六百立方メートル
 - (xv) 十五年目については、七万六千八百立方メートル

- (i) 一年目については、一万三千立方メートル（ただし、16に規定する場合を除く。）
- (ii) 二年目については、一万四千立方メートル
- (iii) 三年目については、一万五千立方メートル
- (iv) 四年目については、一万六千立方メートル
- (v) 五年目については、一万七千立方メートル
- (vi) 六年目については、一万八千立方メートル
- (vii) 七年目については、一万九千立方メートル
- (viii) 八年目については、二万立方メートル
- (ix) 九年目については、二万千立方メートル
- (x) 十年目については、二万二千立方メートル
- (xi) 十一年目については、二万三千立方メートル
- (xii) 十二年目については、二万四千立方メートル
- (xiii) 十三年目については、二万五千立方メートル

- (xiv) 十四年目については、二万六千立方メートル
- (xv) 十五年目については、二万七千立方メートル
- 13 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG12」又は「SG16」を掲げる品目に該当する原産林産品に係る関税を撤廃した後については、7又は11に定める林産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。
- 14 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG17」を掲げる品目に該当する原産林産品に係る関税を撤廃した後については、12に定めるニュージーランド及びチリからの当該原産林産品に対する林産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。
- 15 日本国及びマレーシアは、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG14」又は「SG15」を掲げる品目に該当する原産林産品に係る関税が撤廃される時の二年前に、両締約国が設置する小委員会において9及び10に定める林産品セーフガード措置の必要性について検討する。
- 16 一年目が十二箇月未満である場合には、6から12までの規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、6から12までにそれぞれ定める一年目の量に、分母を十二とし、この協定が日本国について効力を生

ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第一文に定める分子及び第一文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。